

連載 著作権と情報システム

第 53 回 1. 著作物 [4] 比較検証 (2) 通産省案と文化庁案⑩

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

[4] 比較検証

(2) 通産省案と文化庁案⑩

「レーヒ・スミス米国特許法」におけるグレースピリオド制と先使用の拡大【1】

先発明者主義から先出願主義に移行したと言われているが、実際はグレースピリオド制によって、先発表者主義とも言われている。「インターフェアランス」が廃止されたが、冒認出願を防ぐ方法として、新規性の喪失のための対策として導入されたのが、「グレースピリオド」である。日本でも冒認出願を認めないための「グレースピリオド」はある。ただし、「グレースピリオド」は各国に違いがあり、日本と EC は少し違いがあるものの似ている。

グレースピリオド制度とは何か。発明はその発表から特許出願されるまで一定期間を有するため、たとえば情報や技術が特許出願前に公表されれば当然パブリックドメインとなって、特許権の新規性を喪失してしまう。そのため、新規性の喪失の例外として、一定の期間に限り新規性の喪失をせず、特許権を取得できることになる。インターフェアランスの違う方法で最初の発明者を保護するグレースピリオド制度は、たとえば大学での共同研究や公的機関による研究者が特許出願前に発表された論文に対する安全装置的な機能として有効な制度とも考えられている。グレースピリオド制度は、アメリカが先発明者主義から世界標準の先出願主義を導入するために生まれたものであることから、日本や欧州とは異なることも認識すべきであろう。

具体的な条文については、次号以下に掲載する。

引用・参考文献

「著作権法概説第 13 版」 半田正夫著 法学書院 2007 年

「著作権法」 中山信弘著 有斐閣 2007 年

「著作権法第 3 版」 齊藤博著 有斐閣 2007 年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」 中山信弘著 有斐閣 1992 年

「特許法 (第 2 版)」 中山信弘著 有斐閣 2012 年

「岩波講座 現代の法 10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編 岩波書店 1997 年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直

也訳、『*Made in America* アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990 年
「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012 年
「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス、トーマス・V. ウイルソン、ディーヴィッ
ド・I. ウァイゲル、ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989 年